

ESG投資におけるデジタル債の活用に関する研究会 第2回質疑応答のフォローアップ

野村證券株式会社

2022年11月17日

STRICTLY PRIVATE AND CONFIDENTIAL

野村證券株式会社

第2回質疑応答のフォローアップ

(質問)

「発行体と投資家のダイレクトな繋がり」について、振替制度においては投資家が把握できないため、発行体が様々な課題に直面してしまうが、振替制度の創設時には「投資家の匿名性の向上」といった点も議論された上で、現行の制度設計となったと認識している。

一方で、デジタル債においては発行体が投資家を把握できることのメリットを活かす方向で話がなされやすいが、投資家にとって発行体に証券保有状況や質権設定状況なども把握されうるということは特段問題ないとお考えか。投資家の立場での参加者にご意見いただければ幸甚である。

(研究会主催者・事務局が複数の投資家様から頂いたご回答のサマリー)

- ESG債について。その発行目的に鑑みるに問題ない。ESG債の購入を世の中に知って欲しいというインセンティブもある。発行体が保有状況を把握することで、ESG観点でのエンゲージメントもスムーズに進むのではないか
- ESG債以外の債券一般について。投資行動・売却行動がとりづらくなるという懸念点も想定される。様々な市場局面に柔軟に対応する上での運用手法に制約がかかりうることについては議論が必要ではないか
- ESG債・債券一般について。パブリックチェーン上で管理されて、保有状況が発行体以外からも確認可能となることは望ましくない

本資料は、ご参考のために野村證券株式会社が独自に作成したものです。本資料に関する事項についてお客様が意思決定を行う場合には、事前にお客様の弁護士、会計士、税理士等にご確認いただきますようお願い申し上げます。本資料は、新聞その他の情報メディアによる報道、民間調査機関等による各種刊行物、インターネットホームページ、有価証券報告書及びプレスリリース等の情報に基づいて作成しておりますが、野村證券株式会社はそれらの情報を、独自の検証を行うことなく、そのまま利用しており、その正確性及び完全性に関して責任を負うものではありません。また、本資料のいかなる部分も一切の権利は野村證券株式会社に属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。